

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	枚方市 老人の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、老人の医療費の助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

枚方市長

## 公表日

令和7年3月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	老人の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	(1)福祉医療費助成制度の見直しに伴う関係条例改正条例等により、なおその効力を有するとされた老人の医療費の助成に関する条例の規定に基づき、助成金の受給資格の認定、助成金の支払等の事務を行う。 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「番号法条例」という。)の規定に基づき、(1)の事務のうち以下のものにおいて特定個人情報を取り扱う。 ①医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②助成金の支払に関する事務 ③受給者の居住地等の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (3)情報連携のため、本市は、Public Medical Hub(PMH)へ対象者の個人番号を含む対象者情報、資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の医療費助成の資格情報の取得・閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得・閲覧することが可能となる。
③システムの名称	医療費助成システム、庁内連携システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、Public Medical Hub(PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
医療助成システム(老人医療費助成ファイル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(照会)番号法第9条第2項 (提供)番号法19条第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第9号 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 医療助成・児童手当課
②所属長の役職名	医療助成・児童手当課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市役所 医療助成・児童手当課
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・個人番号は対象者又は保護者から提供を受け、個人番号の真正性確認を行っている。また、複数人で確認を行っている。 ・事務のマニュアルを整備し、定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また特定個人情報の廃棄については本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検	[ O ] 内部監査 [ ] 外部監査

<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 十分に行っている         </div> <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 十分に行っていない         </div> <div style="text-align: right;"> <b>&lt;選択肢&gt;</b>            1) 特に力を入れている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策         </div> <div style="text-align: right;"> <b>&lt;選択肢&gt;</b>            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 十分である         </div> <div style="text-align: right;"> <input type="checkbox"/> 課題が残されている         </div> <div style="text-align: right;"> <b>&lt;選択肢&gt;</b>            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </div>
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号は対象者又は保護者から提供を受け、個人番号の真正性確認を行っている。また、複数人で確認を行っている。</li> <li>・事務のマニュアルを整備し、定期的に個人情報の保護に関する研修を行っている。また特定個人情報の廃棄については本市で規定している廃棄マニュアルに従って実施するなどリスクへの対策措置を講じている。</li> </ul>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月11日	I. 1②事務の概要	(1)老人の医療費の助成に関する条例の規定に基づき、～	(1)福祉医療費助成制度の見直しに伴う関係条例改正条例等により、なおその効力を有するとされた老人の医療費の助成に関する条例の規定に基づき、～	事後	
平成31年3月11日	I. 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び同項の規定による番号法条例別表第1の1の項(同条例施行規則第2条)	番号法第9条第2項及び福祉医療費助成制度の見直しに伴う関係条例改正条例等により、なおその効力を有するとされた番号法条例別表第1の1の項(同条例施行規則第2条)	事後	
平成31年3月11日	I. 4②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び同項の規定による番号法条例別表別表第1の1の項(同条例施行規則第3条第1号ハ及びホ)	番号法第19条第8号及び福祉医療費助成制度の見直しに伴う関係条例改正条例等により、なおその効力を有するとされた番号法条例別表第1の1の項(同条例施行規則第2条第1号ハ及びホ)	事後	
平成31年3月11日	I. 5評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	医療助成課長 小寺 正豊	医療助成課長	事後	
平成31年3月11日	IV. リスク対策	—	項目追加	事後	
平成31年3月11日	II. 1しきい値判断項目 対象人数	平成28年10月31日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月11日	II. 2しきい値判断項目 取扱者数	平成28年10月31日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和6年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署:枚方市役所 健康部 医療助成課 ②所属長の役職名:医療助成課長	①部署:市民生活部 医療助成・児童手当課 ②所属長の役職名:医療助成・児童手当課長	事後	
令和6年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 健康部 医療助成課	〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 市民生活部 医療助成・児童手当課	事後	
令和7年3月27日	I. 1②事務の概要	—	(3)の項目を追加	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I. 1③システムの名称	—	Public Medical Hub (PMH)を追加	事前	
令和7年3月27日	I. 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び福祉医療費助成制度の見直しに伴う関係条例改正条例等により、なおその効力を有するとされた番号法条例別表第1の1の項(同条例施行規則第2条)	(照会)番号法第9条第2項 (提供)番号法19条第6号	事前	
令和7年3月27日	I. 4② 法令上の根拠	【照会】 番号法第19条第8号 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない	【照会】 番号法第19条第9号 【提供】 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない	事後	
令和7年3月27日	II. 1しきい値判断項目 対象人数	平成31年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	
令和7年3月27日	II. 2しきい値判断項目 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	